

香美市市有財産売払公告

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を執行するので、香美市契約規則（平成１８年香美市規則第５３号）第５条の規定により公告する。

令和７年６月３０日

香美市長 依光 晃一郎

記

第１ 売払物件

物件 番号	物件の所在地	区分	数量	予定価格 (最低売却価格)
1	香美市土佐山田町字新町丸 476 番 7	雑種地	648.53 m ²	47,000,000 円

なお、物件の詳細については、物件調書を参照すること。

第２ 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
- (2) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から２年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 市町村税等の滞納がある者
- (4) 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成２５年香美市規則第５号）第４条各号のいずれかに該当すると認められる者
- (5) 公有財産に関する事務に従事する職員で、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３の規定に該当する者

第３ 入札参加申請の受付及び方法等

- (1) 受付期間 令和７年７月１日（火）から令和７年９月１６日（火）
（土、日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）
午前８時３０分から正午、午後１時００分から午後５時００分まで。
- (2) 受付場所 香美市役所 管財課
- (3) 申込方法 一般競争入札参加申請書に必要事項を記載・押印（実印）のうえ、必要書類を添えて、受付期間内に持参すること。（郵送での受付は行わない。）
- (4) 申込に必要な書類

ア 一般競争入札参加申請書

イ 添付書類（申請者が、令和7年度における香美市の入札参加資格を有する者である場合は、添付を省略することができる。）

(ア) 印鑑登録証明書

(イ) 登記事項証明書（法人の場合に必要。申請書提出日の直前3か月以内に発行されたもので、写しを可とする。）

(ウ) 身分証明書（個人の場合に必要。申請書提出日の直前3か月以内に発行されたもので、写しを可とする。）

(エ) 市町村発行の納税証明書【滞納のない証明書】（申請書提出日の直前3か月以内に発行されたもので、写しを可とする。）

(オ) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

(カ) 法定代理人等の同意書（申請者が個人で未成年者の場合に必要）

(5) 入札参加者の確認

入札参加資格を確認した者には、入札参加決定通知書を送付する。

(6) 入札参加申請の取下げ

入札参加申請を取り下げる場合は、一般競争入札参加申請取下げ書を上記の受付場所に提出すること。

第4 契約条項を示す場所

香美市 管財課 管財班

第5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

第6 現地説明を行う日時

物件番号	日 時
1	令和7年9月19日（金）午後2時00分

※ 参加を希望する場合、令和7年9月16日（火）までに管財課へ申込みこと。
現地説明事項については、不参加の場合であっても全て了解したものとみなす。
なお、申込者がいない場合、現地説明は行わない。

第7 入札及び開札の実施

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和7年9月30日（火） 午後2時00分

イ 入札場所 香美市役所 3階会議室1

上記にかかわらず、日程等は変更することがある。この場合は、直ちに入札参加者全員に通知する。

また、開札は入札終了後、直ちに行う。

ウ 提出書類等（当日持参するもの）

（ア） 入札書

（イ） 委任状（代理人が入札する場合）

（ウ） 印鑑（実印）、代理人が入札する場合は委任状に押印した印鑑

（エ） 入札参加決定通知書

(2) 入札の方法

ア 入札参加者は、上記の指定日時及び場所に出向き、入札書を用いて入札に参加しなければならない。

イ 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。

ウ 入札執行中は、入札参加者間の私語及び携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。入札執行者の指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

エ 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、総額を入札書に記載すること。

オ 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。

カ 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。

キ 入札参加者等は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。

ク 当該入札においては、入札参加決定を受けた入札参加者等が1者でもあるときは、入札を行う。

(3) 入札の無効

当該公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び入札心得書に規定する無効な入札に該当する入札は無効とする。

(4) 落札者の決定

ア 有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高価格入札者を落札者として決定する。なお、落札となるべき価格で入札した参加者が2者以上あるときは、くじで落札者を決定する。

イ 開札の結果、落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度入札は、2回までとする。

第8 契約締結等

(1) 契約締結日

不動産売払い決定書の交付の日から1か月以内に契約すること。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約締結の際に納めなければならない。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金を免除する。

イ 契約保証金には、利子をつけないものとし、売買代金の一部に充当するものと

する。

(3) 売買代金の納入

契約を締結した者は、契約締結後 1 か月以内に、香美市が発行する納入通知書により当該契約に係る売買代金を香美市の指定金融機関又は収納代理金融機関に納付しなければならない。

なお、契約後に落札者の都合で契約が履行できないときは、契約を解除するとともに、既納の契約保証金は香美市に帰属するものとする。

第 9 所有権の移転等

- (1) 所有権の移転は、売買代金全額を支払われたときに落札者に移転する。
- (2) 所有権の移転登記は、支払い完了後、本市が行うものとする。
- (3) 売買契約に必要な印紙代及び登記に必要な登録免許税等の一切の費用の負担は、買受者が行うものとする。
- (4) 買受者は、売買契約締結後に売買した土地について、面積が不足しているなど契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、買受人が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から 2 年以内に売払人に対して協議を申し出ることができるものとし、売払人は協議に応じるものとする。
- (5) 物件は、本市が売買代金全額の納入を確認した後に、現状有姿のまま引き渡すものとする。

第 10 その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、香美市契約規則等の関連法令及び諸規程に定めるところにより処理するものとする。
- (2) 当該公告に係る問い合わせ先

〒782-8501

高知県香美市土佐山田町宝町一丁目 2 番 1 号

香美市管財課管財班

電 話 0887-53-3113（直通） F A X 0887-53-5958（代表）